

情報公開・個人情報保護審査会会議録

実施日時 平成 30 年 5 月 8 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分

実施場所 柏原住民センター 2 階会議室 B

出席者

委員	高木委員、松尾委員、岸部委員、山本委員、（欠席 上脇委員）
参加者	税務課（細谷） 介護保険課（芦田、細見）、財政課（澤田、村上） 地域医療課（田口、垣内）、健康課（大槻、北野、瀬頭）
事務局	谷川（司会）、余田（記録）、西田 氷上多可衛生事務組合（井口） 丹波少年自然の家事務組合（古西）

【情報公開審査会】

- 1 開会あいさつ 高木副会長
- 2 事務局紹介
- 3 案件 平成 29 年度情報公開開示状況について

余田：説明
質疑なし

- 4 その他

余田：今年度の今後の予定について
質疑なし

【個人情報保護審査会】

- 1 開会あいさつ 高木会長
- 2 案件
 - (1) 平成 29 年度個人情報開示状況について
余田：説明
質疑なし
 - (2) 個人情報取扱事務登録簿の登録状況について
余田：説明
質疑なし
 - (3) 市税クレジット収納システム導入について（財務部税務課）

細谷：説明

高木：前回からどこが安全になったのか。改善のポイントは？

細谷：暗号化によるデータ通信の部分のみ。これしか取組みができていない。

高木：暗号を読み解かれない限り大丈夫ということか。

細谷：然り

松尾：予め登録などがされるわけではない？

細谷：然り

松尾：今まで通り金融機関でも支払は可能？

細谷：然り。支払手段が増えたということ。

山本：暗号化は一般的なものか。

細谷：然り

高木：納税者のメリットは理解できた。市のメリットは。

細谷：納付手法が増えることで、納期内納付の増を期待している。

高木：システムを導入する費用よりもメリットがあるとみている？

細谷：そのように考えている。

高木：そこが少々理解し難い。

細谷：現状、差押えの件数が多い。早めに納めてもらう手段が増える。

高木：期限までに納めないと、この方法は利用できない？

細谷：納付書の利用期限は設定してあるが、期限を設定し直しての再発行は可能。

高木：番号は変わる？

細谷：変わる。

山本：カードの情報は税務課で分かるのか。

細谷：分からない。認証会社のみで管理する。

高木：まだ業者は決まっていないのか。

細谷：決まっていない。

岸部：市民からすると金融機関に出向かずにできるのでありがたいかと思う。

松尾：提供する情報に氏名は入らないのか。

細谷：氏名、住所、税額、税目は提供する。

松尾：納付番号だけではだめか。番号だけあれば誰が納付したか確認できるため、氏名、住所を提供する必要がなくなる。

細谷：その方法で管理するようにします。

高木：開発の用途は。

細谷：今年度中に行いたい。

岸部：④の説明をお願いしたい。

細谷：説明

高木：セキュリティが破られることはないのか。明らかに外とつながるもので、公の情報が接続することはどうか。

細谷：参考に、県、芦屋市、西宮市も取り入れている。

山本：一部が取り入れているという状況か？

細谷：然り

高木：いつ制度を取り入れたのか。短いか長いか。うまく稼働しているかによって信頼性が変わる

細谷：県は29年度から。ハッキングにあった等の事例はない。

高木：まだ1年。開発してすぐに運用するとなると、もう少し様子を見たほうが良いように思う。

松尾：業者に渡すデータには個人名などを入れないようにできるので、業者から漏れたとしても

問題ない。市の個人情報と結合した情報が漏れないようにしてもらえれば。

山本：業者の倒産というケースも考えておく必要がある。

高木：絶対に漏れないという保障がない。また、被害は最小限度にとどめられるというものか。

岸部：税金の流れはどうか。クレジット会社を経由して市に入ることになるのか。

細谷：然り

松尾：他市でも事例があるとのことだが、納付率は上がっているのか。

細谷：県内の市町の情報しかないが、28年度導入の川西市で全体の納付の1%がクレジット利用。25年度導入の西宮市が25年が1.2%、26年が1.3%、27年が1.4%

高木：2%にもならない。納付の実績はどうか。利用者が増えたかではなく、徴収率がどうか。

細谷：資料を持ち合わせていない。

高木：本当に必要か、2%に及ばない納税者のために開発し、漏洩リスクを負うメリットがあるのか。将来的には必要な制度になることは理解できるが、現時点で導入するメリットがあるかといわれると、検討が必要と思われる。先進的に取り組まれている姿勢は評価する。

山本：もう少し状況をみても良いと思う。

高木：丹波市で導入することによってどれだけのメリットが現段階であるか。将来に向けて検討することは必要だが、導入にあたっては、より慎重な姿勢が必要と考える。

(4) 丹波市地域包括支援センターのインターネット伝送請求による介護報酬請求のための国保連合会との電子計算機の結合について（福祉部介護保険課）

細見：説明

高木：インターネットを経由することで漏洩の危険性はある。

細見：事実上、仮想的な専用回線状態を構築しているので、危険性は低い。

山本：USBの管理が重要。

細見：ISDN回線の廃止により選択肢がなくなっている。

山本：実績はあるのか

細見：26年度から開始されている。

高木：職員の意識に関する教育の徹底。過ちがないように2重3重のチェックをしていただければ、やむを得ない。

松尾：他に手段がないのであればやむを得ない。インターネット接続用PCがウイルスに侵されるとUSBを経由してシステムに感染するので要注意。

山本：流出することを前提として危機管理を考えておくこと。

高木：USBの管理、インターネット接続PC、これらがウイルスに侵される危険性を常にはらんでいる。このことを認識し、管理・チェックに万全を期していただきたい。

(5) 登記・供託オンライン申請システムの導入について（財務部財政課）

村上：説明

高木：実績としては長い制度である。市としても特に注意すべきところもない。

松尾：ハッキングや盗難など。

岸部：法務省も完全オンライン化とってきている以上、やらないと排除される。

高木：セキュリティのチェックは常に入っているか。

澤田：総合行政システムにより入っている。

高木：やむを得ないと判断する。

(6) 訪問看護システムにおける ASP 方式の導入について（健康部地域医療課）

田口・垣内：説明

高木：本来は市ですべきところを ASP 事業者にやってもらうということか

垣内：然り。ソフトウェアの提供のみを受け、機器は事業者が準備する。

高木：管理体制などはすべて事業者が行うということか。

垣内：然り。当訪問看護ステーションが 24 時間対応であるため、ASP 事業者もそれに対応する。

高木：個人情報保護の観点からどうなのかを検討しないといけない。極端にいうと予算がかかっても市がしないといけないのではという、特に情報の管理を丸投げして良いのかという問題点がある。

松尾：市の訪問看護ステーションを県に委託し、県が事業者になるということか。

田口：指定管理に出す予定。県立柏原病院と日赤統合の関係で県が管理するという事になっていた。

松尾：県がシステムを導入するのでは。それを市が行う？

垣内：県とは協議をしながらすすめている。

松尾：ASP 事業者との契約はどこがするのか。

垣内：県

高木：市の役割がわからない。

田口：急性期は県、慢性期は従来日赤であり、県としては所管でないとしている。そのため市が必要があるが、経験がない。そこで県職員に引き受けていただくと。費用は市が出す。市の条例で訪問看護ステーションを設置する。

高木：このシステムは動いている？

垣内：既に動いている。そこに丹波市として参加させていただくということ。

高木：実質的な管理は業者が担うと。

垣内：もし不可であれば、自前でサーバーを用意することになる。サーバーのセキュリティを守る点でも職員よりは、専門家のいるデータセンターでの保管のほうが良い。

山本：市ではできない部分といえる。

高木：やむを得ないと思われる。日頃の管理がきちんとできているかチェックする体制はあるのか。

田口：そこまでは調整できていないが、指定管理の契約のなかで明記していく必要があると考えている。

山本：報告をもらうようにもしていただきたい。

田口：承知した。

高木：契約の際に十分配慮いただきたい。管理に関する業者との緊密な連携、そういったシステムをしっかりと構築していただいた上で、安全にすすめていただきたい。

(7) 医療介護情報連携システム構築における市保有の予防接種台帳の一部提供について

大槻・北野：説明

高木：管理責任をどこまで全うできるか。こういう情報が電子化され蓄積され共有される。システムとしては良いことだと考えるが、情報管理に関する最終責任は市が負うということをしつかりと認識されたうえで、これが漏れた際にはどうするのかという対策を含め、やっていただきたい。

山本：利用者への説明をしっかりとやっていただくことが大事。理解しにくい方もいると思う。

松尾：情報共有について患者の同意という形になるのか。

北野：本人に書面で同意の意向を各医療機関又は薬局に出していただき、市として紐付けを行う。サーバーの管理も行い、ログに異常がないかなど確認している。

松尾：医師もカードがないと情報は見られないのか。

北野：予防接種はカードがないと見られない。医療情報はカード提示から 40 日間は閲覧可能。これは再度見直して訂正事項に対応できるようにするため。

松尾：期間はどこで判定するのか。

北野：端末及びサーバーで判定し、端末でしか同情報は見られない。

高木：例外はないか。

北野：柏原病院など緊急窓口においては、緊急と判断した場合に情報を閲覧する緊急用の医師カードを配布する。情報ネットワークに参加されていない患者の情報は見られない。

高木：管理責任の在り方を明文化したうえで、しっかりとした約束をしたうえで、運用していただきたい。